相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区芝大門二丁目一三番地、最後の住所東京都新宿区北新宿三丁目二七番六号かしわ苑内　被相続人　亡　長谷川歌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月五日

東京都渋谷区代々木二丁目五番一号羽田ビル八〇二号室新宿南法律事務所

相続財産管理人　弁護士　土肥　尚子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常総市水海道宝町二七五二番地、最後の住所茨城県常総市水海道宝町二七五二番地一　被相続人　亡　北村喜一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月五日

神奈川県川崎市川崎区宮前町八番一三号大幸ビル四階ＡＬＩＶＥ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県十日町市丑二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　矢口　和一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月五日

事務所新潟市中央区学校町通一番町一二番地市役所前ビル四階

相続財産管理人　弁護士　小林　英一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市米泉町八丁目九七番地、最後の住所石川県河北郡津幡町字坂戸イ二四番地　被相続人　亡　村田　國和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月五日

石川県羽咋市大川町北新一四三番地、事務所石川県金沢市新神田五丁目五五番地一坂田ビル二〇一号

相続財産管理人　坪田　克博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県大野市春日二〇二号七〇番地、最後の住所福井県大野市東中町三一一番地

被相続人　亡　山腰　英治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月五日

福井県大野市陽明町四丁目八〇五番地

相続財産管理人　亀井　賢治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市河原町曳田三五五番地、最後の住所大阪府門真市野里町三五番一二号

被相続人　亡　西田つや子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月五日

大阪府大阪市中央区平野町二丁目二番一三号マルイト堺筋ビル三階

相続財産管理人　弁護士　尾熊　弘之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県相生市若狭野町下土井八三〇番地の一の一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　御門　信哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月五日

兵庫県姫路市栗山町一二六番地イノウエビル七階　相続財産管理人　岡崎　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上伊那郡辰野町大字平出一五二六番地、最後の住所奈良県生駒市鹿ノ台東二丁目四番地四　被相続人　亡　土橋　正彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月五日

奈良県奈良市登大路町五番地修徳ビル四階

相続財産管理人　弁護士　福井　英之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字井関一七八二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　永井　一吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月五日

和歌山県新宮市谷王子町四五六番地一亀屋ビル三階紀南法律事務所

相続財産管理人　網　康秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県米子市角盤町二丁目六番地、最後の住所鳥取県米子市米原一四五四番地一二

被相続人　亡　湯原喜美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月五日

鳥取県米子市加茂町二丁目二一九番地　増谷ビル三階　太田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　太田　正志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県益田市山折町五三六番地、最後の住所島根県益田市幸町九番二四号

被相続人　亡　藤田　義喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月五日

島根県益田市乙吉町イ九六番地五　ビジネスコートＺ吉三階

相続財産管理人　弁護士　真鍋　俊枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市八王寺町二三三番地、最後の住所岡山県倉敷市八王寺町二四五番地

被相続人　亡　京兼キヨノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月五日

事務所岡山市北区富田町一丁目八番二一号

相続財産管理人　弁護士　佐藤　演甫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県中津市大字加来六八八番地、最後の住所大分県中津市大字上宮永一一〇〇番地二　被相続人　亡　藤本鉄二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月五日

大分県中津市豊田町六番三号

相続財産管理人　弁護士　嶋津　保

第13期決算公告　平成25年2月5日号

東京都新宿区西新宿六丁目6番3号

株式会社長寿介護センター

代表取締役　木原　康

貸借対照表の要旨（平成24年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	306,225
	固定資産	283,278
	繰延資産	22,513
	合計	612,018
負債及び純資産の部	流動負債	382,482
	固定負債	149,185
	株主資本	80,351
	資本金	40,000
	利益剰余金	50,351
	利益準備金	800
	その他利益剰余金	49,551
	（うち当期純利益）	(1,644)
	自己株式	△10,000
	合計	612,018